



## 種苗法 (品種登録) と種子法

公益財団法人日本植物調節剤研究協会  
東海支部長

横山 幸徳

今年は例年になく早くサクラが咲き、多くの地域で3月中旬から花見という状況になりました。サクラ前線のニュースは標本木のソメイヨシノの開花により行われていますが、この日本を代表する「ソメイヨシノ」は元々日本に自生していたサクラではありません。伊豆半島が地殻変動により本州と合体した時、伊豆の島々で進化してきた「オオシマザクラ」と本州に自生していた「エドヒガンザクラ」が交配して生まれたものなのです。葉と同時に白く大きな花を咲かせる「オオシマザクラ」の花の大きさと、葉の出るより先に濃いピンク色の花をつける「エドヒガンザクラ」の色と花の付き方というそれぞれの長所を受け継いだのが「ソメイヨシノ」というサクラなのです。

この「ソメイヨシノ」というサクラのように稲の育種についても高収量、耐病性等それぞれの育種目標に向かい開発されてきました。

江戸時代末期から明治の中頃にかけて、民間において育種の成果がありました。例えば、優良品種の交換や試作あるいは種籾の全国的配布は種苗の品評会など技術交換と修練の場を通じて行われており大きな効果を発揮していました。また、品種の特性を試験で確かめ、品種の選抜にあたって、試験による確認評価という方法が実践されつつありました。当時、南関東から東海・九州にかけて広く普及していた「神力」、西日本には、「雄町」「都」「亀次」などがありました。また、東海の「伊勢錦」「竹成」「関取」、関東の「愛国」、東北の「亀ノ尾」、北海道の「坊主」等の水稻の種類は、旧農事試験場が発足し西洋農学の導入による近代育種が始められた明治37年以降、30～40年間以上もそれぞれの地方に広く普及し、水稻の生産力を大きく支えていたものと思われま。例えば、明治38年東北一帯が冷害による大凶作に見舞われ、広く普及されていた在来品種「愛国」が大きな被害をこうむったことが育種を強化し、「愛国」から「陸羽20号」という優良な系統を選抜し、さらにその後「陸羽20号」と「亀ノ尾」の交配から「陸羽132号」という耐冷・耐病性で多収品種を育成し、東北の稲作を安定させることに大きく寄与しました。このように品種改良の果たす役割は重要で、近代育種の成果は水稻生産力の発展に次第に大きな役割を果た

すようになっていきます。

優良な品種は農業生産の基礎であり、多収、高品質、耐病性等の優れた形質を有する新品種育成者の権利を保護するために、種苗法に基づく品種登録制度があります。

種苗法は、昭和53年に農産種苗法の一部を改正する法律として成立し、その後育成者の権利保護の充実等を内容として数次にわたる改正を経て現在に至っています。

また、主要農作物種子法は、戦後の食糧増産という国家的要請を背景に、当時の国民の食生活で重要であった稲、麦類、大豆の優良種子の安定生産と供給を目的に国と都道府県が主導して生産・普及を進める必要があるとの観点から、昭和27年に制定されました。都道府県が原原種・原種の生産や一般種子の圃場の指定・審査を実施してきましたが、農業競争力強化プログラムに基づき、民間参入を促すために平成30年4月付けで種子法を廃止しました。

一方、種苗法の現行法では、登録品種であっても正規に購入した種苗の海外持ち出しは違法でないため、令和2年12月に日本のブランド品種の海外への不正流出防止目的のため、改正種苗法が成立しました。令和3年4月の施行で、育成者は品種登録出願時に、種苗を輸出できる国や栽培できる国内の地域等の条件を付けられるようになりました。在来種や品種登録期間が切れた品種である一般品種は自由に自家増殖ができますが、来年4月からは登録品種は農家による自家増殖も開発者の許諾が必要となり、国内農家の生産コスト増加につながると心配する声もあります。

こういった状況下において、主要農作物種子の生産・供給にかかる独自の要領等により種子の生産供給に46道府県が取り組んでおり、令和2年までに23道県では条例の制定を決定し、更に数県で条例制定をすすめています。また、全国主要農産物種子安定供給推進協議会は、種子の供給体制を継続できるように、全中・全農と連携し、種子の生産・普及において中心的な役割を担っている自治体が引き続き役割を果たすように働きかけています。

植物新品種の育成者の権利の保護と農業者の持続的農業経営、食糧安定生産の観点から食の主権をどう守っていくのか今後注視していきたいと思っています。